

総社市告示第30号

総社市地域集会所建設費補助金交付要綱（平成17年総社市告示第68号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
区分	補助金額		補助金限度額		区分	補助金額		補助金限度額	
	補助対象経費	補助率	自治組織の世帯数が200世帯以上	自治組織の世帯数が200世帯未満		補助対象経費	補助率	自治組織の世帯数が200世帯以上	自治組織の世帯数が200世帯未満
略					略				
増築又は修繕	工事实費(100万円以上の場合に限る。)	5分の1	120	120	増築又は修繕	工事实費(100万円以上の場合に限る。)	5分の1	120	120
バリアフリー工事	工事实費	2分の1	50	50					
略					略				
備考					備考				
1及び2 略					1及び2 略				
3 <u>バリアフリー工事とは、手すりの取付け、段差の解消、床又は通路面の材料の変更、扉・便器の取替え等の工事をいう。なお、増築又は修繕を行う際に合わせてバリアフリー工事を行う場合は、「増築又は修繕」及び「バリアフリー工事」のいずれの区分も適用することができる。この場合における補助対象経費は、「増築又は修繕」の区分については、バリアフリー</u>									

改正後	改正前
<p><u>工事以外の部分に係る工事实費と、「バリアフリー工事」の区分については、バリアフリー工事に係る工事实費とする。</u></p> <p><u>4</u> この要綱により既に補助金の交付を受けている自治組織については、2の場合、<u>バリアフリー工事</u>及び冷暖房設備の設置を行う場合を除くほか、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間は新たに補助金の交付を受けることができない。</p> <p><u>5</u> 略</p>	<p><u>3</u> この要綱により既に補助金の交付を受けている自治組織については、2の場合及び冷暖房設備の設置を行う場合を除くほか、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間は新たに補助金の交付を受けることができない。</p> <p><u>4</u> 略</p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。